

石川県サイクルツーリズム受入環境整備費補助金交付要綱

(趣旨)

第1条 石川県サイクルツーリズム受入環境整備費補助金（以下「本補助金」という。）の交付については、石川県補助金交付規則（昭和34年石川県規則第29号）に定めるもののほか、この要綱に定めるところによる。

(交付の目的)

第2条 本補助金は、本県の自転車による観光（以下「サイクルツーリズム」という。）振興のため必要な受入環境の充実及びサイクルツーリズム推進による観光消費の促進を目的とし、民間事業者や観光関連団体が行うサイクルツーリズムに係る受入環境整備に要する費用に対し、予算の範囲内で助成する。

(補助対象者)

第3条 補助を受けることができる者（以下「補助対象者」という。）は、次に掲げる各号のいずれかに該当する者とする。

- (1) 石川県内に事業所を有する民間事業者
- (2) 石川県内に拠点を有する観光関連団体

2 前項の規定に関わらず、次のいずれに該当する者は補助金の交付の対象としない。

- (1) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団若しくは暴力団員又は暴力団員と密接な関係を有する者
- (2) 県税に未納がある者

3 第1項の規定に関わらず、次に掲げる事業を行う場合は、補助金の交付の対象としない。

- (1) 特定の宗教団体、政治団体若しくはこれらの外郭団体の活動又は特定の宗教若しくは政治的目的のための活動と認められる事業
- (2) 公序良俗に反する事業

(補助対象経費)

第4条 補助の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）は、別表1に掲げるサイクルツーリズムの受入環境整備に要した経費とし、消費税及び地方消費税相当額は補助対象経費に算入しない。

(補助金の額)

第5条 補助金の額は、前項に掲げる補助対象経費の2分の1に相当する額（こ

の額に千円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)とし、補助限度額は1施設につき10万円とする。

(補助金の交付申請)

第6条 補助対象者が、本補助金の交付を受けようとする場合は、補助金交付申請(実績報告)書(別記様式第1号)を、同様式で定める書類を添えて知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定(額の確定))

第7条 知事は、前条の規定による交付申請書等を受理した場合において、その内容を審査し、適当と認めたときは、交付の決定及び交付すべき額を確定し、補助金交付決定(額の確定)通知書(別記様式第2号)により、当該補助対象者に通知するものとする。

(補助金の請求)

第8条 前条の規定による通知を受けた補助対象者が本補助金の交付を受けようとするときは、補助金精算払請求書(別記様式第3号)を知事に提出しなければならない。

(補助金の交付決定の取消)

第9条 知事は、補助対象者が次のいずれかに該当したと認められるときは、本補助金の交付決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 虚偽申請等不正事由が発覚したとき
- (2) 本事業に係る県の指示に従わなかったとき
- (3) 交付決定を受けたものが、暴力団員等に該当するに至ったとき
- (4) その他この要綱の規定に違反したとき

(補助金の返還等)

第10条 補助対象者は、知事が前条の規定による取消しをした場合において、知事の命令があったときは、知事が定める期日までに、交付を受けた本補助金の全部又は一部を返還しなければならない。

(延滞金)

第11条 補助対象者は、補助金の返還を指示され、これを納期日までに納付しなかったときは、納期日の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき年10.95パーセントの割合で計算した延滞金を県に納付しなければ

ばならない。

- 2 前項の場合において、当該返還を要する補助金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。
- 3 知事は、第1項の場合においてやむを得ない事由があると認めるときは、延滞金を減免することができる。

(調査及び指示)

第12条 知事は、本補助金の交付に関し、必要があると認めるときは、補助対象者に対し、本補助金の交付に係る通帳、書類その他必要な物件を調査し、又は現地を調査し、若しくは他機関への確認その他の必要な事項を指示することができる。

(補助事業の経理等)

第13条 補助対象者は、補助事業の費用について全ての証拠書類を備え、補助事業完了の日の属する年度の終了後5年間、知事の要求があったときは、いつでも閲覧に供せるよう保存しておかなければならない。

(財産の管理)

第14条 補助対象者は、補助対象経費により取得し、又は効用の増加した財産については、補助事業の完了後においても、善良な管理者の注意をもって管理し、補助金交付の目的に従って、その効率的運用に従わなければならない。

(財産処分の制限)

- 第15条 補助対象者は、補助事業により取得した財産を、知事の承認を受けずに、補助金の目的に反して使用し、又は譲渡してはならない。ただし、補助金を交付決定した日の属する年度の3月31日から5年を経過した場合はこの限りではない。
- 2 知事は、補助対象者が前項の規定に違反した場合、その交付した補助金の全部又は一部の返還を命ずる場合がある。

(暴力団排除に関する誓約)

第16条 補助対象者は、別表2に定める暴力団排除に関する誓約事項について本補助金の交付申請前に誓約しなければならず、交付申請（実績報告）書の提出をもってこれに誓約したものとする。

(その他)

第 17 条 この要綱に定めるもののほか、本事業の実施に関し必要な事項は、知事が別に定める。

附 則

この要綱は、令和 8 年 1 0 月 1 6 日から施行する。

別表 1（第 4 条関係）補助対象経費

(1) 宿泊施設が、「石川県サイクリストに優しい宿」の認定を受けることを目的として行う以下の整備に要する経費

- ・自転車の屋内保管（客室、フロント、ロビー等）を可能とするための整備費（サイクルスタンドの購入、サイクルラックの購入、バックヤードや倉庫等で自転車を保管するための整備等）
- ・洗濯設備の整備費
- ・貸出用のスポーツバイク対応の空気入れ※ 1 及び工具※ 2 の購入費
- ・その他、サイクリスト向けサービス提供実施に伴う整備で知事が必要と認める経費

(2) 民間事業者や観光関連団体が行うサイクルツーリズム受入環境の整備に要する経費

- ・駐輪場所の整備費（サイクルラックの購入、自転車保管場所の確保等）
- ・貸出用のスポーツバイク対応の空気入れ※ 1 や工具※ 2 の購入費
- ・休憩スペース（屋根付きテーブル、ベンチ等）の設置経費
- ・貸出用の自転車やヘルメットの購入費
- ・自転車のトラブルに対応するサイクルレスキューに係る設備費（出張修理に必要な工具、自転車の運搬に必要な機材の整備等）
- ・サイクルガイドツアーの実施に必要な設備費
- ・その他、サイクルツーリズムの受入環境に知事が必要と認める経費

(3) 上記(1)及び(2)のうち、令和 8 年 10 月 16 日以降に新たに整備（購入・設置等）したもの

※ 1 「スポーツバイク対応の空気入れ」とは、空気圧ゲージ付きで、仏式、米式及び英式のバルブに対応可能なものをいう。

※ 2 「工具」は、タイヤレバー、六角レンチセット、プラス・マイナスドライバーを含む自転車の修理・調整を行えるものとする。

別表 2（第 16 条関係）暴力団排除に関する誓約

暴力団排除に関する誓約事項

補助対象者は、補助金の交付の申請をするに当たって、また、完了後においては、次の各号のいずれにも該当しないことを誓約しなければならない、また、この誓約が虚偽であり、又はこの誓約に反したことにより、不利益を被ることとなった場合においては、異議は一切申し立てないことを誓約しなければならない。

記

- (1) 法人等（個人、法人又は団体をいう。）が、暴力団（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成 3 年法律第 77 号）第 2 条第 2 号に規定する暴力団をいう。以下同じ。）であるとき又は法人等の役員等（個人である場合はその者、法人である場合は役員、団体である場合は代表者、理事等、その他経営に実質的に関与している者をいう。以下同じ。）が、暴力団員（同法第 2 条第 6 号に規定する暴力団員をいう。以下同じ。）であるとき。
- (2) 役員等が、自己、自社若しくは第三者の不正の利益を図る目的又は第三者に損害を加える目的をもって、暴力団又は暴力団員を利用するなどしているとき。
- (3) 役員等が、暴力団又は暴力団員に対して、資金等を供給し、又は便宜を供与するなど直接的あるいは積極的に暴力団の維持、運営に協力し、若しくは関与しているとき。
- (4) 役員等が、暴力団又は暴力団員であることを知りながらこれと社会的に非難されるべき関係を有しているとき。